

秋田県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成28年5月17日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の種類	新旧別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)	
県道	旧	象潟矢島線	A	にかほ市象潟町字上狐森12番2地先から字木戸口39番2地先まで	6.00～30.00	0.600
			B	にかほ市象潟町字荒屋妻12番1地先から字木戸口47番1地先まで	15.00～75.00	1.344
	新	象潟矢島線	にかほ市象潟町字荒屋妻12番1地先から字木戸口47番1地先まで	15.00～75.00	1.344	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成28年5月17日から同月30日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

秋田県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成28年5月17日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の種類	新旧別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県道	旧	本荘岩城線	由利本荘市岩城六呂田字地藏坂山12番1から10番9まで	21.00～102.50	0.111
	新	本荘岩城線	〃	21.00～107.00	0.111

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成28年5月17日から同月30日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）